



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 61/2015年11月号

発行日：2015年11月24日

短い秋も終わりに近づき、朝晩の寒さにはコートやマフラーも必要な季節となりました。  
 晴れた日中は、9月10月の温かさにもなり、気温の変化が激しいためか、電車の中で咳込んでいる方も  
 ちらほら見受けられます。  
 残り少ない2015年も、健康に頑張って乗り切りましょう。

### I. 最新情報（2015年10月1日～2015年10月31日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年10 月9日	意見	IASB 公開草案 「IFRS第10号及 びIAS第28号の 修正の発効日」に 対する意見につい て	平成27年8月10日に国際会計基準審議会（IASB）から、公 開草案「IFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日」が公表 され、意見が求められました。  日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対 するコメントを取りまとめ、平成27年10月9日付けて提出いた しましたのでお知らせいたします。	—
2015年10 月19日	意見	IASB 公開草案「制 度改訂、縮小又は 清算時の再測定/ 確定給付制度から の返還の利用可能 性（IAS第19号 及びIFRIC第14	平成27年6月18日に国際会計基準審議会（IASB）から、公 開草案「制度改訂、縮小又は清算時の再測定/確定給付制度からの 返還の利用可能性（IAS第19号及びIFRIC第14号の修正案）」 が公表され、意見が求められました。  日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対 するコメントを取りまとめ、平成27年10月19日付けて提出い たしましたのでお知らせいたします。	—

		号の修正案)」に対する意見について		
2015年10月28日	意見	IASB 公開草案「IFRS 第15号の明確化」に対する意見について	<p>平成27年7月30日に国際会計基準審議会 (IASB) から、公開草案「IFRS 第15号の明確化」が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会 (会計制度委員会) では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成27年10月28日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。</p>	—

### 3. 学校法人会計 (学校法人委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期
2015年10月16日	委員会報告	学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」、同報告第39号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」、同実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」及び同研究報告第14号「理事者確認書に関するQ&A」の改正並びに学校法人委員会研究報告第31	<p>日本公認会計士協会 (学校法人委員会) では、平成27年10月7日に開催されました常務理事会の承認を受けて、次の学校法人委員会報告等の改正等を公表いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>なお、(1)から(3)の改正を行うに当たり、平成27年8月12日から9月13日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたので、公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたします。</p> <p>(1) 学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」の改正について</p> <p>(2) 学校法人委員会報告第39号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」の改正について</p> <p>(3) 学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正について</p> <p>(4) 学校法人委員会研究報告第14号「理事者確認書に関するQ&amp;A」の改正について</p> <p>(5) 学校法人委員会研究報告第31号「寄付金収入・補助金収入に関する留意事項」</p> <p>(6) 学校会計委員会報告第16号「補助金収入に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」の廃止について</p> <p>上記(1)及び(2)は、学校法人会計基準等改正との整合性を図るための所要の見直しを行ったものであることから、平成28年3月</p>	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

		<p>号「寄付金収入・補助金収入に関する留意事項」の公表並びに学校会計委員会報告第16号「補助金収入に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」の廃止について</p>	<p>31日をもって終了する会計年度に係る監査から（知事所轄法人については平成29年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から）適用します。上記(3)は、特別目的の財務諸表等を対象とした準拠性に関する意見の表明の形式が導入されたこと及び「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）が改正されたことに伴う改正であることから、財産目録の作成日が平成27年4月1日以後の財産目録監査から適用します。また、上記(1)から(3)については、関連する監査基準委員会報告書及び要求事項との関係を明示するなど、実務指針の構成等を合わせて見直しております。</p> <p>上記(4)は、研究報告として位置付けられていることから適用時期に関する記載はありませんが、学校法人会計基準等改正及び特別目的の財務諸表等を対象とした準拠性に関する意見の表明の形式が導入されたこととの整合性を図るための改正であることから、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の場合、平成27年4月1日以降（知事所轄法人については平成28年4月1日以降）の実務の参考とすることとし、それより前は従前の取扱いを行うこととなります。また、寄附行為等の認可申請に係る監査の場合、財産目録の作成日が平成27年4月1日以後となる財産目録監査の実務の参考とすることとし、それより前は従前の取扱いを行うこととなりますので、ご注意ください。</p> <p>上記(5)は、所要の見直しの結果、上記(2)及び(6)の二つの委員会報告の解説部分を一つの研究報告として取りまとめたものです。</p> <p>上記(6)は、上記(2)の改正に伴い廃止いたします。</p> <p>また、「日本公認会計士協会が公表する実務指針等の公表物の体系及び名称について」（平成26年3月31日付け公表。次のURLを参照）により、上記(2)については、態様の区分の名称を「実務指針」に変更いたしました。</p> <p>（<a href="http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/post_1833.html">http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/post_1833.html</a>）</p>	
--	--	---	---	--

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

#### 5. IT 関係（IT 委員会）

CPA協会	種類	タイトル	内 容	適用時期
-------	----	------	-----	------

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

HP掲載日				
2015年10月6日	実務指針	「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ・可用性・処理のインテグリティ・機密保持に係る内部統制の保証報告書」及びIT委員会研究報告第45号「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ・可用性・処理のインテグリティ・機密保持に係る内部統制の保証報告書」の実施上の留意点」の改正」並びに「公開草案に対するコメントの概要と対応」の公表について	<p>日本公認会計士協会（IT委員会）では、平成27年9月17日に開催された常務理事会の承認を受けて、「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ・可用性・処理のインテグリティ・機密保持に係る内部統制の保証報告書」及びIT委員会研究報告第45号「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ・可用性・処理のインテグリティ・機密保持に係る内部統制の保証報告書」の実施上の留意点」の改正」並びに「公開草案に対するコメントの概要と対応」を平成27年10月5日付けて公表しましたのでお知らせいたします。</p> <p>本実務指針及び研究報告は、財務報告目的以外の受託業務のうち、セキュリティ等に係る内部統制を検証し、報告する保証業務に関する実務上の指針を提供するものです。近年、会計監査の対象となる企業等の業務もASPサービスやクラウドサービスの利用が進み、このようなサービスに関するセキュリティ等について内部統制の状況を保証する業務の拡大が見込まれること等を踏まえ、今般の改正では、付録4「原則と規準」に追加して、規制当局の要求事項や業界団体の自主規制等の遵守に関して、追加された主題情報に対して保証業務を提供できるよう必要な修正を行いました。また、従前の付録4の「原則と規準」は、米国SOC2の規準であるTrust Service Principle Criteria（TSPC）の2009年版を参考に作成していましたが、今般の改正に伴い、TSPC2014年版を参考に付録4の「原則と規準」を修正するとともにプライバシーの原則と規準を追加しました。</p> <p>本実務指針及び研究報告の取りまとめに当たっては、平成27年7月23日から8月23日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応もあわせて公表いたします。</p>	—

## 6. その他

CPA協会HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期
2015年10月2日	意見	「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案等の公表につ	<p>コメントの募集</p> <p>日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」（以下「委員会」という。）</p>	—

	<p>いて</p>	<p>は、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）について、主として明確化の観点から見直しを行いました。この度、委員会において、中小会計指針の改正に関する公開草案（以下「本公開草案」という。）が承認されましたので、本日公表いたします。</p> <p>本公開草案の公表は、改正点について広くコメントをいただくことを目的とするものです。コメントは、平成27年11月2日（月）までに、原則として電子メールにより、下記のいずれかの団体へお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、各団体のホームページ等で公開する場合があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。</p> <p>関係4団体においては、我が国の経済の好循環を実現していくためには中小企業の果たす役割が重要であると認識しております。この点を踏まえ、中小会計指針を取引実態に合わせたより利用しやすいものとするために、継続的に見直しを行っており、今回の見直しもその一環です。これにより、中小企業における会計の質の向上、ひいては持続的な経済社会の成長と経済基盤の整備に貢献してまいりたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>1. 本公開草案における改正点</p> <p>本公開草案では、誤謬の訂正の注記において、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づく会計処理を行わない場合には、当該注記が要求されないことを明確化しました（第82項）。また、重要性の原則（第9項(2)）、固定資産の減損会計（第36項）、税効果会計（第61項）に関する記載についても明確化を図る観点から見直しを行いました。これらの見直しは、従来の取扱いについて変更することを意図するものではありません。</p> <p>なお、各項目の改正提案の趣旨につきましては、本プレスリリースの「別紙」をご参照ください。</p> <p>2. 「今後の検討事項」（資産除去債務）の取扱いに関する検討</p> <p>企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」（以下「資産除去債務会計基準」という。）では、有形固定資産の除去に関して法令等で要求される義務（例えば、不動産の賃貸借契約における原状回復義務や建物等のアスベストの除去義務など。以下「資産除去債務」という。）についての会計処理を定めています。</p>	
--	-----------	---	--

			<p>資産除去債務会計基準については、本公開草案参考資料 60 ページの「今後の検討事項」において「本指針における資産除去債務の取扱いについては、今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引き続き検討することとする。」としております。</p> <p>委員会は、資産除去債務会計基準が金融商品取引法適用会社等に対して適用されてから5年が経過したことを勘案し、今後、「今後の検討事項」として記載しております資産除去債務を「各論」の一項目として取扱うかどうかについて、中小企業関係者の意見を踏まえ、コスト・ベネフィットも考慮して検討を行っていくことを考えております。</p> <p>* 本公開草案の全文は、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会のそれぞれのホームページに掲載しています。</p>	
--	--	--	---	--

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

昨今、重大な会計不祥事が相次ぎ、企業におけるコーポレートガバナンスのあり方が話題にのぼります。今回は、有効な会社機関の設計にあたり、判断に迷いやすい「肩書」、つまり社外、社内、常勤、及び、独立の意味に焦点を当てて解説したいと思います。最初に、社外取締役、社外監査役、常勤監査役、及び、独立役員 の定義を確認し、社外、独立、常勤を比較しながら各々の違いを検討していきます。次に、これらの組み合わせにより設定された監査役のメリット・デメリットを明確にしていきます。最後に、監査役の取締役等に対する監査の有効性について検討したいと思います。

但し、意見に関する部分は筆者の私見に基づくもので、監査法人としての統一意見ではございませんので、ご了承ください。

### I 定義

- ① 社外取締役については、会社法第373条第1項第2号、同法第400条第3項において、取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く）でいわゆる特別取締役の決議要件として、取締役のうち1人以上が社外取締役でなければならないこと、また、指名委員会等設置会社の各委員会の委員は、その過半数は社外取締役でなければならないことと規定されています。
- ② 社外監査役については、会社法第328条第1項、同法第335条第3項において、大会社（公開会社でないもの、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く）は監査役を3人以上おき、うち半数以上が社外監査役でなければならないことと規定されています。
- ③ 常勤監査役については、会社法第390条第2項2号、同法第3項において、監査役会により常勤の監査役を選定しなければならないことと規定されています。
- ④ 最後に、独立役員については、会社法上の機関ではなく会社法の規定はありませんが、東京証券取引所の上場規定第436条の2において、上場会社は独立役員を1名以上確保することが義務付けられ、本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

また、同規定第445条の4において、取締役である独立役員を1名以上確保するよう努めなければならないとされています。

## II 比較

### ①「社外」と「独立」

「社外取締役」と「社外監査役」については、上述のように会社法（会社法施行規則）において定義が規定されています。一方、「独立役員（独立取締役と独立監査役）」については、上述の上場規定436条の2にありますように、独立役員は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役であり、会社法第2条第15号又は16号に規定されるもののうち、会社法施行規則2条第3項第5号に該当するものとされています。

また、2015年6月の東京証券取引所による「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」には、独立役員の法的な地位、責任範囲は会社法上の社外取締役、社外監査役と異なることはなく、その権限と責任、選任方法、任期等は、会社法の範囲内で定められるものである点が異なるものではない旨の記載があります。

さらに、会社法及び会社法施行規則法上の社外取締役又は社外監査役の全てが「一般株主と利益相反が生じるおそれのない」社外取締役又は社外監査役であるのは当然です。

したがって、「社外」と「独立」は、各法及び規定に合致している限り、実質的に同義ととらえて構わないと思います（以下、独立の使用をやめ社外に統一して使用します）。

### ②「社外」と「常勤」

取締役については、社外か社内かの区分はありますが、常勤取締役及び非常勤取締役という言葉は、会社法等には規定がありません。

監査役については、会社法第390条第2項、第3項において、監査役会は常勤の監査役を選定しなければならないと規定されています。

ここで、「社外」の定義は上述の通りとしますが、「常勤」の定義は会社法等に規定がありません。一般的には、他に常勤の仕事がなく、会社の営業日及び営業時間中、原則としてその会社の監査役（取締役）の職務に専念する者とされているようです。

但し、会社と委任会計にある以上、これらは各会社の規程に委ねられるかもしれません。

## III 「社外」「社内」「常勤」「非常勤」監査役のメリットとデメリット

① 社外かつ非常勤監査役は、取締役から最も遠い立場でいられるため、独立性の確保は容易でしょう。但し、徐々に解消はされてきていますが、以前のような「監査役の形骸化」や社内の人から孤立するリスクも高いかもしれません。

いかに、モノをいう監査役でいられるか、また、取締役側がモノを言わせるかにより有効性が大きく異なるように思います。

② 社内かつ常勤監査役は、日常から取締役の活動をモニタリングでき、取締役以外の社員も含めてコミュニケーションが図れるため、不正等につながる情報の入手は最も得やすい立場にあるでしょう。

但し、会社関係者としての甘さが出てしまうと、有効性は低くなってしまいうリスクがあります。

社内関係者の立場を生かし、モノを言いやすい雰囲気を作れば有効性は高くなると思います。

- ③ 社内かつ非常勤監査役は、社内業務に精通し、社内に人脈を持っているため、各情報の入手は比較的容易にできるでしょう。

但し、非常勤であるが故、日常的なモニタリングは不足がちとなります。

非常勤としての孤立を防ぎ、常勤監査役との連携がスムーズにいけば、非常勤としての外部経験や見地を活かした監査が有効に機能すると思います。

- ④ 社外かつ常勤監査役は、外観的には最も独立性を保て、日常的なモニタリングが可能な機関といえるでしょう。

但し、社外であることが、社内の取締役及びその他の社員とのコミュニケーション不足や信用不足とならないことが大切です。

会社側が、積極的に外部の情報、常識、見地を受け入れる体制ができていることが要となると思います。

#### Ⅳまとめ

監査役監査は、外観だけではなく、実質的に独立性を保て、モノをいえる立場に置かれ、実際にモノをいわねば有効に機能しません。

監査役の設定の議論の中には、「法律や規定により求められているから」「他の会社と足並みをそろえたいから」「事業報告書等に理由を記載しなくてはならないから」の理由により、外観だけ整えている会社があるかもしれません。

監査の有効性を高めるためには、監査役1人ひとりの職業倫理や能力はもちろんですが、会社がそのようなモニターとしての監査役を設置する意義を理解し、さらにこれを積極的に求めることが必要な気がします。これは、新設された監査役等委員会設置会社への移行を考える際にも同様です。

以 上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703